

第二十五回国 参議院 大蔵委員会 會議録 第七号

昭和三十一年十二月六日(木曜日)午前十一時二分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬 久忠君
理事 江田 三郎君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

青木 一男君
井村 徳二君
岡崎 眞一君
木暮武太夫君
塩見 俊二君
土田 国太郎君
苦米地英俊君
宮澤 喜一君
大矢 正君
梶 繁夫君
野澤 勝君
杉山 昌作君
市川 房枝君

政府委員

大蔵政務次官 山手 滿男君
大蔵省大臣 石原 周夫君
官房官房長 原 純夫君
大蔵省主税局長
事務局長 木村常次郎君
常任委員 会専門員

説明員

日本専売公社監理官 白石 正雄君
国税庁長官 渡邊喜久造君
日本専売公社総裁 入間野武雄君

第五部 大蔵委員会會議録第七号

昭和三十一年十二月六日【参議院】

本日の會議に付した案件

○厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○船員保險特別會計法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○租税及び金融等に関する調査の件(租税に関する件)

○専売事業に関する件

○継続調査要求に関する件

○委員派遣に関する件

○委員長(廣瀬久忠君) これより委員會を開会いたします。

まず厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案(予備審査)、船員保險特別會計法の一部を改正する法律案(予備審査)、以上二案を便宜一括議題として、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(山手滿男君) ただいま議題となりました厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案は、一法律案につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

まず厚生保險特別會計法の一部を改正する法律案について申し上げます。政府管掌健康保險は、医療保險の中核をなすものでありますが、近年収支の均衡を失し、その運営の基盤をおびやかされている状況でありますので、その運営を正常化し、その健全な発達をはかるため、一部負担金の範圍の擴張、標準報酬の改訂等根本的対策を講ずるとともに、國庫においても、予算の範圍内において、当該事業の執行に要する費用の一部を補助することとし、

別途健康保險法の一部を改正する法律案について御審議を願うことになっておりますが、右の措置に伴いまして、厚生保險特別會計の健康勘定の歳入に「一般會計からの受入金」という事項を加えようとするものであります。

次に、第二十二回國會における厚生保險特別會計法の一部改正により、昭和三十年度以降七カ年度間、毎年度、一般会計から十億円を限度として、厚生保險特別會計健康勘定へ繰り入れることとなつたのでありますが、その三十一年度以降は、借入金金の償還財源として繰り入れられるものであります。その借入金金の返済を昭和三十一年度以降に繰り延べることにしたに伴い、一般会計からの繰入金も昭和三十一年度以降に繰り延べることにいたしました。これを規定の改正はかつてないのであります。

次に、健康保險事業、日雇労働者健康保險事業及び厚生年金保險事業の事務取扱に關し必要な経費に充てるため、健康勘定、日雇健康勘定及び年金勘定の各種立金のうち、業務勘定から組み入れた金額を限度として予算の定める金額を業務勘定へ繰り入れることができることとするため、所要の規定を設けようとするものであります。

次に船員保險特別會計法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

船員保險事業のうち療養給付等の部門におきましては、政府管掌健康保險と同様近年その収支の均衡を失する状

況にありますが、その運営を正常化し、その健全な発達をはかるため、医療費の一部負担金の採用、保険料率の引き上げ等根本的対策を講ずるとともに、國庫においても、船員法の規定による災害補償に相当する保險給付を除く療養給付等の部門について補助する措置を講ずることとし、別途船員保險法の一部を改正する法律案について御審議を願うことになっておりますが、右の措置に伴いまして船員保險特別會計の一般会計からの受入金の精算規定等について所要の改正を行おうとするものであります。

なお、第二十二回國會における船員保險特別會計法の一部改正により、昭和三十年度以降六カ年度間、毎年度、一般会計から二千五百万円を限度として船員保險特別會計へ繰り入れることとなつたのでありますが、健康保險の例に準じ、昭和三十一年度以降は、昭和三十一年度以降に繰り延べることにいたしました。これを規定の改正はかつてないのであります。

以上がこの二法律案を提出いたしました理由でございます。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(廣瀬久忠君) 兩案の補足説明及び質疑は一応あと回しにいたします。ちよつと速記をとめて。

○委員長(廣瀬久忠君) 速記を始めさせていただきます。

午前十一時十五分休憩

午後二時十五分開会

○委員長(廣瀬久忠君) 休憩前に引き続き、委員會を開会いたします。

租税及び金融等に関する調査を議題といたしまして、租税に関する件を問題に供します。

御質疑を願います。

○土田国太郎君 国税庁長官がお見えになりましたので、少しわからないところをお聞きしたいと思ひます。長官もきょうは御多忙のようでござい

ますから、私も要点だけ、なるべく急いで話をいたしますから、一つ長官の方も簡明直截に御答弁願ふはけっこうかと思ひます。どうも私は頭が悪いので、渡邊さん、いつも御答弁なさると、ごちゃごちゃになつて、わからなくなるから、簡明直截ということをお願いいたします。

ところで、お伺いしたいのは、原料米の關係ですが、これは一体この割当権ともいいますか、また割当権は一応仮定して申し上げておきますが、そういうものは、これは大蔵省と農林省、どつちが割当権のほんとうの責任者であるか、最終の責任者であるか。またいろいろ原料米等について疑義を生じた場合の最終の責任はこの二つの省のうちどつちがおとりになるのか。それを一つお伺いしておきたいのですが……。

○説明員(渡邊喜久造君) 原料米の割当につきましては食糧法の規定によつ

て行くことになっておりますので、最終的な法律上の権限を持つてゐるのは農林省でございます。

○土田国太郎君　そうすると大蔵省は農林省の代行であるというような解釈が、法律的にはそれはどういふ関係になっておりますか。

○説明員（渡邊喜久造君）　御承知のように入酒の製造は酒税に非常に大きな影響を持つておりますし、酒類行政は一応大蔵省の方で受け持つております。従いまして、どの程度の米を酒造米として割り当ててはしいとか、あるいはそれをどういふ形において各酒造家に割り当ててはしいとかいふことを私の方で農林省の方へ申し上げております。現状までのところでは、大体農林省におきましては、そうした総括につましましては両者の話し合いによる、それから各酒造業者への割当につきましましては大蔵省の意見を尊重する、こういう格好で実施されております。

○土田国太郎君　そうすると、法律上の責任は農林省であるというように了承してよろしいわけですか。

○説明員（渡邊喜久造君）　法律上の責任は農林省でございます。

○土田国太郎君　そこで昨年酒造米の割当について、昨年の十一月の酒造組合の会長会議のときか、あるいはその前の理事会のときか、私、承わつたんですが、昨年の原料米石数を酒造工業米として使うというようなことが、九月ごろに内定があるいは決定したというような説明を池田君から聞いたのであります。これは事実でございますか。

○説明員（渡邊喜久造君）　われわれの方の記憶では九月ごろにきまつたということはありません。最終的にきまつたのはやはり一月ごろだつたかと思つております。

○土田国太郎君　最終にはあるいは一月かもしませんが、大体において工業米として清酒に何石、あるいは合成酒に何石というような割合、比率とでも申しましようか、そういう業者、各組合の割当が九月にきまつたのだから、こういう説明を受けているのです。これは公開の席上で受けております。

破つて約倍量にも当るものを合成酒にやるということとは不都合じゃないか、こういうことは私は追及いたしました。そうしましたところが、これは大蔵省におきまして九月にきまつたのだから、十一月になつてからそういう話をされても困ります、そういう答弁だつたのです。それで今その真相のいかんをあなたにお伺いしたらわかるだらうと思ひまして、私はお伺いいたしましたわけですが、そういうことはないといふことに了承してよろしいですか。

○説明員（渡邊喜久造君）　九月にきまつたという事実は、われわれの承知するところにおいてはありません。

○土田国太郎君　合成酒に四万石の割当をしたというところは、これは事実のわけでは、これは従来の割当比率から一躍倍にもなるような原料米を酒造家に渡したという、その理由はどういふわけですか。

○説明員（渡邊喜久造君）　現在、税法によりまして、合成酒におきましては、五割まで米による酒をいいます。か、香味液という名前を入れることを認められてゐることは、これは土田さんよく御承知の通り、そこで一応合成酒の三十一年度における消費をいいます。そのうちにはらの生産の量を計算して参りますと、四万五千石ぐらいの数字が出たわけでございます。そこで昨年は御承知のように酒全体に対する米の量もふえた、これが第一点。それから第二点としましては、現在におきまして多少様子も変わつてきておりますが、酒の方はほとんど売れていくのに対して、合成酒の方におきましては、少なからず消費がつかない、どちらかといつて、まあ需要が下り

きみといふますか、酒がふえてくるに従ひまして需要が下りきみになります。て、やはり合成酒としましても相当の消費というものを奨励されていいのじゃないか、少くとも、ふえないまでも減らない状況にやはり持つていく必要があるのじゃないか、そのためには合成酒の品質というものをやはり相当向上させる必要がある。先ほど申しましたように、法律的にも一応五割の酒による香味液というものの割合を認めておりますので、そんなことを彼此勘案いたしまして、酒における酒造米の増加の割合に比べて合成酒の方の米の増加の割合が多かつた、その点を今御質問になつておりますが、その場合に

おけるわれわれの考え方としましては今言つたような点にあるわけでございます。

○土田国太郎君　品質の向上をはかるというところは、これは悪いことではないのだが、品質の向上をはかられた結果が、どういふ結果を出しておりまするか、私はそれをお伺いいたしますと同時に、一、酒というものは私は財政物資だと思ひます。長官のお考えはどうですか。

○説明員（渡邊喜久造君）　品質の向上を来たした結果につきましては、これは単に品質の問題だけではないと思ひますが、合成酒におきましては、最近業者の人たちが非常に宣伝に熱心になつておるといふことも加わつておると思ひますが、現状におきましては、合成酒は昨年と比べて、消費の量ははや増減といふものではない。しかしそれとも別に飛んで消費がふえておるといふ状態ではありません。これが現状でございます。

それから財政物資という意味は、私にはよくわからないのですが、結局酒には相当膨大な税金がかかつており、酒を消費する機会において膨大な酒税が徴収されておる。その意味で財政物資だとおつしやるなら、その意味においては、私はその通りだと思ひます。

○土田国太郎君　その意味で財政物資だということを申し上げたのです。今の長官の御説明によりまして、品質の向上をしたために販売がふえた、こういうような御説明であります。これはあなたの方の調査によつて調べたのですが、合成酒の販売高といふものは減つております。二十九年、三十年、三十一年とだんだん減つておる。米を使つてもむだをしております。一体合成酒といふものは米を使わないところに、みそがあるわけですか。私がそういうことをあなたに申し上げるのは釈迦に説法なのですが、一般消費者の満足し得る化学的の酒を作るというのが合成酒の生命である。米を原料として酒を作るなら合成酒ではなく、清酒を作ればいいわけですが、かりに四万石の原料米を合成酒に渡したために合成酒の生産石数といふものはふえておらない。これは事務当局に聞いてもらなさい。こういうふうに貴重な米をむだにしてしまつておるうちに私どもは見えておるのです。かりにこれを清酒の方に四万石を渡すと、直ちに生産量はそれだけ目に見えてふえるというところは、これははっきりしております。そうすれば、玄米一石で、昨日も食糧庁長官に申し上げたのですが、中央、地方を通じて間接税を入れて約十萬円の税金

を徴収されておる。その意味で財政物資だとおつしやるなら、その意味においては、私はその通りだと思ひます。

○土田国太郎君　その意味で財政物資だということを申し上げたのです。今の長官の御説明によりまして、品質の向上をしたために販売がふえた、こういうような御説明であります。これはあなたの方の調査によつて調べたのですが、合成酒の販売高といふものは減つております。二十九年、三十年、三十一年とだんだん減つておる。米を使つてもむだをしております。一体合成酒といふものは米を使わないところに、みそがあるわけですか。私がそういうことをあなたに申し上げるのは釈迦に説法なのですが、一般消費者の満足し得る化学的の酒を作るというのが合成酒の生命である。米を原料として酒を作るなら合成酒ではなく、清酒を作ればいいわけですが、かりに四万石の原料米を合成酒に渡したために合成酒の生産石数といふものはふえておらない。これは事務当局に聞いてもらなさい。こういうふうに貴重な米をむだにしてしまつておるうちに私どもは見えておるのです。かりにこれを清酒の方に四万石を渡すと、直ちに生産量はそれだけ目に見えてふえるというところは、これははっきりしております。そうすれば、玄米一石で、昨日も食糧庁長官に申し上げたのですが、中央、地方を通じて間接税を入れて約十萬円の税金

を徴収されておる。その意味で財政物資だとおつしやるなら、その意味においては、私はその通りだと思ひます。

○土田国太郎君　その意味で財政物資だということを申し上げたのです。今の長官の御説明によりまして、品質の向上をしたために販売がふえた、こういうような御説明であります。これはあなたの方の調査によつて調べたのですが、合成酒の販売高といふものは減つております。二十九年、三十年、三十一年とだんだん減つておる。米を使つてもむだをしております。一体合成酒といふものは米を使わないところに、みそがあるわけですか。私がそういうことをあなたに申し上げるのは釈迦に説法なのですが、一般消費者の満足し得る化学的の酒を作るというのが合成酒の生命である。米を原料として酒を作るなら合成酒ではなく、清酒を作ればいいわけですが、かりに四万石の原料米を合成酒に渡したために合成酒の生産石数といふものはふえておらない。これは事務当局に聞いてもらなさい。こういうふうに貴重な米をむだにしてしまつておるうちに私どもは見えておるのです。かりにこれを清酒の方に四万石を渡すと、直ちに生産量はそれだけ目に見えてふえるというところは、これははっきりしております。そうすれば、玄米一石で、昨日も食糧庁長官に申し上げたのですが、中央、地方を通じて間接税を入れて約十萬円の税金

を徴収されておる。その意味で財政物資だとおつしやるなら、その意味においては、私はその通りだと思ひます。

○土田国太郎君　その意味で財政物資だということを申し上げたのです。今の長官の御説明によりまして、品質の向上をしたために販売がふえた、こういうような御説明であります。これはあなたの方の調査によつて調べたのですが、合成酒の販売高といふものは減つております。二十九年、三十年、三十一年とだんだん減つておる。米を使つてもむだをしております。一体合成酒といふものは米を使わないところに、みそがあるわけですか。私がそういうことをあなたに申し上げるのは釈迦に説法なのですが、一般消費者の満足し得る化学的の酒を作るというのが合成酒の生命である。米を原料として酒を作るなら合成酒ではなく、清酒を作ればいいわけですが、かりに四万石の原料米を合成酒に渡したために合成酒の生産石数といふものはふえておらない。これは事務当局に聞いてもらなさい。こういうふうに貴重な米をむだにしてしまつておるうちに私どもは見えておるのです。かりにこれを清酒の方に四万石を渡すと、直ちに生産量はそれだけ目に見えてふえるというところは、これははっきりしております。そうすれば、玄米一石で、昨日も食糧庁長官に申し上げたのですが、中央、地方を通じて間接税を入れて約十萬円の税金

を徴収されておる。その意味で財政物資だとおつしやるなら、その意味においては、私はその通りだと思ひます。

がかせげるのに、合成酒にやっただけは何にもならない。この四万石で清酒を作れば四十億もの増収になる。合成酒に渡したのでは何ら販売量がふえておらないのですよ。その表を見ますと、

二十九年、三十年と……三十一年はまだ三月にならぬからつきりわかりませんが、本年の予算は七十四万石、昨年は七十九万四千石、その前の年は七十九万六千石と、だんだん減ってきておられます。そういうようなことですから、米をむだに使うというよりは私は非常に氣をつけてもらいたいと思うのです。それと、一般消費者がどういう酒を好むかということは、これは内閣で、昨年ですか、一昨年ですか、世論調査をとりました際に、清酒を好むというものが七〇％もあつたのじゃないですか。そういうような一般に消費者の要望する酒類を押えて、そうして売れないしかも税金の安いものを奨励をするという政府の考えがわからないのですが、どうもわれわれとお役人とはどこか勘どころが違ふのか存じませんが、実情に即した酒類行政をやつてもらわなければ、私は国民としてもまた政府財政としても非常にこれは迷惑なことであるというところを感じるのであります。長官はどうお考えになりますか。

○説明員(渡邊喜久造君) 多少御意見は私の意見とは違ひるに思ひます。まず第一でございまして、私が先ほど合成酒の消費はやや増と申しましたが、それは本年の十月までの移出石数で具体的な数字を申し上げますと、十月までで四十二万六千五百二十二石出ております。前年同月までの分は四十二万五千五百八十四石、まあきわめてわず

かでございますが、大体同じような線になつてゐるというところをまず申し上げます。それから昨年の事情は、こういうふうな事情、これは土田さんよく御存じだと思ひますが、一応全体で百二十万石の米をもらひまして、そして合成酒と清酒に分けたわけですが、清酒の方におきまして作り出した量は二百三十一万石でございます。これも、もう大体生産が消費に比べてまして、いわば上回るといふ姿にしております。米をもつてどんどん酒を作れば、少くとも現在の税率、現在の価格であれば、作つただけでどんどん売れるという時代ではなくなつてきています。これはもう御承知の通りと思ひます。従ひまして、昨年におきまして、一昨年に比べてましてやはり清酒の側においても米の使い方を多少減らしてアルコールの使い方を多少減らすという措置をとつて、一応清酒の品質を上げるといふことを考へておるわけですが、同時に合成酒におきましては、従来も四万石使つていたのです。ただその中で二万石程度がいわゆる丸米で、あとは碎米、そういう姿でありました。そこで清酒においてもそういう状況でありましたので、われわれの方としましては、やはり清酒の品質も上げる、合成酒の品質も上げる、こういうことが適當であると考えて、今申し上げたような措置をとつたわけなんです。

○土田国太郎君 長官は先ほど、香味料液の原料米として五％は法律で認められているから、それはあえて差しかえない、こういう御答弁であります。これは昭和二十七年、多分あな

たの局長時代だと思ひますが、四年前ですか。

○説明員(渡邊喜久造君) その前で

土田国太郎君 前ですか。私もこの問題につきましては非常に骨を折りました。ちやうど衆議院では奥村氏が多分大蔵委員長の時代であつたと思ひますが、委員長と相談いたしました。その当時合成酒組合は膨大な米の要望があつたわけなんです。で、私はそういう合成酒は米を使わないといふところが価値のあるもので、米を使うといふことはこれは清酒と同じことになるのだから、そういうことをやられたのじゃ清酒業者としてはなだ迷惑をするから、最高標準といふものを作つておく必要があるのじゃないかといふ意旨で、私は奥村委員長に相談申し上げまして、そうしてあなたの方へ御相談を願つたわけなんです。実際の問題として、そのとき私は大蔵委員長の説明を受けたのであります。この五％といふものはこれは最高のときを言ふので、何でもかでも五％使つていふと、こういう意味ではないのです。その当時はまあ一％かせいぜい一％半くらいの原料米を合成酒の方は使つてあつたんですが、一躍昨年のごときは玄米にして五％使われたわけでありまして、こういうものは一べんに倍以上にも持つてゆくといふことは、私は少し、法律はそれを認めて、最高を認めたから、そこまで持つていつても差しかえないといふことは、一つの抗弁だけであつて、實際問題に即さない酒類行政だと考えざるを得ない。だんだんにふやしてゆくといふことは、それはまあ、けつこうなことであるわけであ

るが、それを倍以上に持つてゆく。しかも私も五％までと、玄米として五％といふことを了承しておつたのです。それを最近国税庁の課長あたりの言を聞くと、これは白米でいいのだといふように、ばかに広義解釈をしてしまつて、白米計算やなんかやつておるようですが、そういうことは無理に理屈をこじつけて米をふやすようにするやうな格好に私は見受けられるのだが、そういう行政はまことに迷惑だと私は存じます。大体原料米を農林省から割当を受けますにも、何れも白米のままであらうわけではないので、玄米何万石でもあらうわけですから、それを国税庁が合成酒組合に割り当てるのに白米を計算するといふばかげた話、これは官吏として慥しむべきことではないかと私は考へますが、長官の考へはどうですか。

○説明員(渡邊喜久造君) 政令におきましては、一応米の重量が五％まで香味液と申しますか、入れてよろしいといふふうに考へております。われわれの方といたしましては、先ほどおつしやつたやうな解釈をとつてゐるわけでありまして、それで従来二万石が四万石にふえたといふ話は非常にふえ過ぎではないかといふ御意見のやうでございまして、われわれの方で考へた場合におきましては、結局それまでやはり四万石程度米を使つていた、ただそのうち二万石程度は碎米を使つていた、それが豊作によりまして、大分酒造米として割当を受け得る数量がふえた。従つて碎米に相当する分を普通の丸米に変えてほしい、こういう要望がございましたので、結局清酒の生産であるいは売れ行きの状況、合成酒の生産

あるいは売れ行きの状況などを考えれば、まあこの程度のことはやつていいじゃないかといふことで、先ほど申し上げたやうな結論を出したのであります。

○土田国太郎君 繰り返して聞いても仕方がないから聞きませんが、これは意見の相違になつてくるのですが、私は酒類行政としては當を得ていない、こういうふうに考へます。どうも国税庁は合成酒にばかり御ひいきになるやうなのだが、私も同じ業界であるならば公正に取扱つてもらいたいと思ふ。これは一つの例をあげれば特殊用途酒等のごときはどう考へるのであるか。合成酒は七万五千石でしよう。しやうちゆうは五万石でしよう、一番数量の多い清酒は五万石じやありませんか。しかも田植等につきましても田植は米を植えるのですよ、私もどもが申すまでもなく、それを田植には合成酒として、しやうちゆうを農家に一戸当り五合だけ割り当てると、清酒はないといふやうに聞いておられますが、どうですか。田植のときですよ、私がお伺ひしているのは。

○説明員(渡邊喜久造君) 田植の場合の話が出ましたから、これは申し上げます。昨年の田植の場合におきましては、一農家あたり清酒五合及び合成酒またはしやうちゆう一升、こういう基準になつております。

○土田国太郎君 もう一べん言つて下さい。

○説明員(渡邊喜久造君) 清酒五合、それから及び合成酒またはしやうちゆう一升。

○土田国太郎君 五合か一升かといふところでせう。

○説明員(渡邊喜久造君) 及びです。
○土田国太郎君 一升か五合やるので
すか。

○説明員(渡邊喜久造君) 清酒を五
合、これにプラスしまして合成酒を一
升渡すか、または、しょうちゅう一升
渡すか、こういう制度であります。
○土田国太郎君 いつ変更になったの
ですか。

○説明員(渡邊喜久造君) これは昨年
従来の制度を変えて、こうした制
度を作ったわけでありまして。
○土田国太郎君 刈りあげのときはど
うなっておりますか。

○説明員(渡邊喜久造君) 刈りあげの
場合におきましては、一農家あたり合
成酒またはしょうちゅう一升、こうい
うことになっております。

○土田国太郎君 それが長官通牒で何
か出てやしませんか、この問題につ
きましては。
○説明員(渡邊喜久造君) 今申し上げ
ました基準を一応各国税局、税務署と
に、長官通達の前で流してござい
ます。

○土田国太郎君 私はこういうことを
聞いておりますが、事実ですか。刈
りあげのときに、合成酒か、あるいは
しょうちゅう五合と、それからあるい
は清酒五合というようにあることを
聞いておりますが、違いますか。

○説明員(渡邊喜久造君) 私がさきほ
ど申し上げた通りであります。
○土田国太郎君 それでもう一つ聞
きたいことは、供出米が二十五俵以上
の者には清酒を五合配給する。それか
ら以下の者には――二十五俵供出で
きない者は合成酒またはしょうちゅうを渡
すのだ、こういう通牒が出ていたとい

うことを承わっておりますが、どうで
すか。
○説明員(渡邊喜久造君) 農家に対す
る特殊配給につきましては、今申し上
げました田植用、刈りあげ用のほか
に、事前申し込み売り渡し用というの
が別途にございます。それは現在にお
きまして、売り渡し石数十石以上は清
酒五合、十石未満は合成酒またはし
ょうちゅう五合、こういう制度になつて
おりまして、それがおそろくあなた
のおっしゃった二十五俵云々というこ
とはないかと思ひます。それは刈りあ
げ用とか、田植用とかというのとは別
途のものであります。

○土田国太郎君 とにかく供出で二十
五俵を出さうという農家は、それはあ
まり類がない、まれな方が多いので
すね。それに対して清酒五合とは何事
です。あまりにひどいというのを農
村の連中は言つておる。結局せんじつ
めましますと、特殊用途として、今ま
で供出米の問題は別といたしまして、
合成酒が約七万五千石、しょうちゅう
五万石、清酒五万石が特殊用途として
きまつておるといふことは、間違ひな
いのですか、どうなんですか。

○説明員(渡邊喜久造君) その点はそ
の通りでございます。それで、なお先
ほどちょっと御答弁がいたしてありま
せんが、何でもそんなに合成酒の方に
肩を持つのかというお話でございます
が、われわれの方は合成酒の方に肩を
持つ気持は毛頭ございません。清酒は
御承知のように、ずっと生産が伸びて
きております。合成酒の方は従来より
むしろ生産が伸び悩んでおります。マ
イナスのような姿になつておる。そう
いうことを考えまして、われわれの方

としましては、合成酒の香味液用原料
米の問題につきましても、さきほど申
したようなことをしたわけでありま
す。同時に特殊用途酒類の割当の場合
におきまして、少くとも従来は、清
酒におきましては、大体むしろ生産の方
が必要に及ばぬ、合成酒の方は生産が
需要をはるかにオーバーする、そう
いったこともございまして、この特殊用
途酒類の制度を考えまして、一応清酒
の方は今おっしゃつたように五万石、
それから合成酒の方に七万五千石、こ
ういつた割当をしたわけでありまして。

○土田国太郎君 私は、事、米に關す
る特殊用途酒は、米から作つた清酒を
使うのが仁義だと思ふ。またカンシ
ョを供出販売する農村に対しては、こ
れは合成酒、しょうちゅう、これはカン
ショが原料だからあえて差し支えない
が、米を作つてゐる県に対して合成酒
をむりに飲ませるといふことは、ま
ことに私は違つてゐる感持たざるを
得ないものであります。結局私が、国
税庁は蒸留酒偏重だと申し上げました
理由は、合成酒はあな、売れないと
おっしゃつてゐるが、戦前は幾らだつ
たと思ひます、わずかに七万石しかで
なかつたのですよ、合成酒は……。そ
れが今日七十数万石にやりました。そ
れが今日の長足の進歩をみた。清
酒というものは戦前には四百萬石、五
百萬石の生産あるいは販売をしておつ
たのであります。それがわずかに生産
二百四十、五十萬石です。大減石をして
おります、清酒は……。あべこべに合
成酒は七万石から七十四、五十萬石で
すから、十倍以上になつたと言つてお
りますけれども、戦前と逆ですよ、事
実は、しょうちゅうにおいてしかり、

しょうちゅうも今日百四、五十萬石い
つております。みんなふえております。
蒸留酒というものは、以前は合成酒、
清酒とも税金は同じだつた。それを合
成酒、合成酒といふことで、税金をど
んだけ下げてゐた。いわゆる政府の庇
護において……。だれしも安いものは
けつこうなんです。公正に取り扱つて
下さるならいいのであります。一方
だけ安くして、そうして生産の増長を
はかる、一方はこの清酒業者といふの
は中小企業です。ほんとうの大きな
もの十軒も除いたら平均幾らだと思
ひます。四百石や五百石のわずかの工
場平均が、一方は何萬石、そういふよ
うな大きな工場が、しょうちゅうを
持つのも、今日の時代は中小企業を助
けるのがほんとうじゃないのですか。そ
ういふ意味合で私は申し上げるの
です。何も合成酒のやきもちをやいて
るわけじゃないのですよ。勘どころが
違ふから私は申し上げるのです。

○説明員(渡邊喜久造君) 戦前の例を
お引きになりましたが、戦前からみ
ればたしかに合成酒は可なりふえてお
ります。清酒は現状においては減つて
ゐるでしよう。しかし終戦の時期を
経まして、そうして清酒の不足の故もあ
ります。七、八十萬石といふた数字
でとにかく合成酒がいつてゐる。そ
うしてそれに比べて一応の設備なり
みなできてゐるのです。従つてこれが
清酒の方がどどんと伸びていく、同じ
ような割合で合成酒が伸びなければなら
んというふうには私は思つており
ません、しかし、やはり一応さうい
う基礎があるのですから、それをど
んだけ減つてゐるというふうには
考えておりません。従つてやはり清酒

はもう少し伸びていく、合成酒は合成
酒としまして、やはりそれに応じた
伸び方をしていくといふことは、業界
全体のバランスをみていく上におき
まして、あれでいいのじゃないかとい
うふうにはわれわれは考えております。
○土田国太郎君 今のあなたのお
っしゃることと実際の結果がバランス
がとれていないのですから、それで私
は申し上げるのです。

それは、密造対策ですが、あまりこの密造
対策としての効果が、われわれは新聞
で見る程度であります。が、あがつて
いないように考えるが、昨年度の密造
取締り費は、どういふふうにお使ひに
なつたのか、そのまた実績ですね、効果
はどういふふうにあがつたか、それを
今ここであなたに申し上げても、これ
は数字的に困るでしよう。一つあとで
表にして、取締り費をどういふ面
で使ひになつたか、それからどうい
う取締りをしたか、それからどうい
う効果があつたかといふことを、表に
して私はちやうだいいたしたいと思
ひます。どうも一年に一ぺんや二度一
つの税務署がやつたところで効果があ
がらない。聞くところによれば、総花的
にこの金を使つておるといふことを聞
いておるので、それじゃあだめだと、
みんなさじを投げておるのが今日の密
造取締りの状態です。で、あります
から、これはもう税務署の方でやつた
らいいじゃないか。そうしてどどんと
伸びてゐる。それならいいじゃないか
という声が大いに立つておるやうな
わけです。これは私はばかりでない、
よく川野芳満君あたりが言われておるの

は、密造対策ですが、あまりこの密造
対策としての効果が、われわれは新聞
で見る程度であります。が、あがつて
いないように考えるが、昨年度の密造
取締り費は、どういふふうにお使ひに
なつたのか、そのまた実績ですね、効果
はどういふふうにあがつたか、それを
今ここであなたに申し上げても、これ
は数字的に困るでしよう。一つあとで
表にして、取締り費をどういふ面
で使ひになつたか、それからどうい
う取締りをしたか、それからどうい
う効果があつたかといふことを、表に
して私はちやうだいいたしたいと思
ひます。どうも一年に一ぺんや二度一
つの税務署がやつたところで効果があ
がらない。聞くところによれば、総花的
にこの金を使つておるといふことを聞
いておるので、それじゃあだめだと、
みんなさじを投げておるのが今日の密
造取締りの状態です。で、あります
から、これはもう税務署の方でやつた
らいいじゃないか。そうしてどどんと
伸びてゐる。それならいいじゃないか
という声が大いに立つておるやうな
わけです。これは私はばかりでない、
よく川野芳満君あたりが言われておるの

は、密造対策ですが、あまりこの密造
対策としての効果が、われわれは新聞
で見る程度であります。が、あがつて
いないように考えるが、昨年度の密造
取締り費は、どういふふうにお使ひに
なつたのか、そのまた実績ですね、効果
はどういふふうにあがつたか、それを
今ここであなたに申し上げても、これ
は数字的に困るでしよう。一つあとで
表にして、取締り費をどういふ面
で使ひになつたか、それからどうい
う取締りをしたか、それからどうい
う効果があつたかといふことを、表に
して私はちやうだいいたしたいと思
ひます。どうも一年に一ぺんや二度一
つの税務署がやつたところで効果があ
がらない。聞くところによれば、総花的
にこの金を使つておるといふことを聞
いておるので、それじゃあだめだと、
みんなさじを投げておるのが今日の密
造取締りの状態です。で、あります
から、これはもう税務署の方でやつた
らいいじゃないか。そうしてどどんと
伸びてゐる。それならいいじゃないか
という声が大いに立つておるやうな
わけです。これは私はばかりでない、
よく川野芳満君あたりが言われておるの

は、密造対策ですが、あまりこの密造
対策としての効果が、われわれは新聞
で見る程度であります。が、あがつて
いないように考えるが、昨年度の密造
取締り費は、どういふふうにお使ひに
なつたのか、そのまた実績ですね、効果
はどういふふうにあがつたか、それを
今ここであなたに申し上げても、これ
は数字的に困るでしよう。一つあとで
表にして、取締り費をどういふ面
で使ひになつたか、それからどうい
う取締りをしたか、それからどうい
う効果があつたかといふことを、表に
して私はちやうだいいたしたいと思
ひます。どうも一年に一ぺんや二度一
つの税務署がやつたところで効果があ
がらない。聞くところによれば、総花的
にこの金を使つておるといふことを聞
いておるので、それじゃあだめだと、
みんなさじを投げておるのが今日の密
造取締りの状態です。で、あります
から、これはもう税務署の方でやつた
らいいじゃないか。そうしてどどんと
伸びてゐる。それならいいじゃないか
という声が大いに立つておるやうな
わけです。これは私はばかりでない、
よく川野芳満君あたりが言われておるの

は、密造対策ですが、あまりこの密造
対策としての効果が、われわれは新聞
で見る程度であります。が、あがつて
いないように考えるが、昨年度の密造
取締り費は、どういふふうにお使ひに
なつたのか、そのまた実績ですね、効果
はどういふふうにあがつたか、それを
今ここであなたに申し上げても、これ
は数字的に困るでしよう。一つあとで
表にして、取締り費をどういふ面
で使ひになつたか、それからどうい
う取締りをしたか、それからどうい
う効果があつたかといふことを、表に
して私はちやうだいいたしたいと思
ひます。どうも一年に一ぺんや二度一
つの税務署がやつたところで効果があ
がらない。聞くところによれば、総花的
にこの金を使つておるといふことを聞
いておるので、それじゃあだめだと、
みんなさじを投げておるのが今日の密
造取締りの状態です。で、あります
から、これはもう税務署の方でやつた
らいいじゃないか。そうしてどどんと
伸びてゐる。それならいいじゃないか
という声が大いに立つておるやうな
わけです。これは私はばかりでない、
よく川野芳満君あたりが言われておるの

は、密造対策ですが、あまりこの密造
対策としての効果が、われわれは新聞
で見る程度であります。が、あがつて
いないように考えるが、昨年度の密造
取締り費は、どういふふうにお使ひに
なつたのか、そのまた実績ですね、効果
はどういふふうにあがつたか、それを
今ここであなたに申し上げても、これ
は数字的に困るでしよう。一つあとで
表にして、取締り費をどういふ面
で使ひになつたか、それからどうい
う取締りをしたか、それからどうい
う効果があつたかといふことを、表に
して私はちやうだいいたしたいと思
ひます。どうも一年に一ぺんや二度一
つの税務署がやつたところで効果があ
がらない。聞くところによれば、総花的
にこの金を使つておるといふことを聞
いておるので、それじゃあだめだと、
みんなさじを投げておるのが今日の密
造取締りの状態です。で、あります
から、これはもう税務署の方でやつた
らいいじゃないか。そうしてどどんと
伸びてゐる。それならいいじゃないか
という声が大いに立つておるやうな
わけです。これは私はばかりでない、
よく川野芳満君あたりが言われておるの

は、密造対策ですが、あまりこの密造
対策としての効果が、われわれは新聞
で見る程度であります。が、あがつて
いないように考えるが、昨年度の密造
取締り費は、どういふふうにお使ひに
なつたのか、そのまた実績ですね、効果
はどういふふうにあがつたか、それを
今ここであなたに申し上げても、これ
は数字的に困るでしよう。一つあとで
表にして、取締り費をどういふ面
で使ひになつたか、それからどうい
う取締りをしたか、それからどうい
う効果があつたかといふことを、表に
して私はちやうだいいたしたいと思
ひます。どうも一年に一ぺんや二度一
つの税務署がやつたところで効果があ
がらない。聞くところによれば、総花的
にこの金を使つておるといふことを聞
いておるので、それじゃあだめだと、
みんなさじを投げておるのが今日の密
造取締りの状態です。で、あります
から、これはもう税務署の方でやつた
らいいじゃないか。そうしてどどんと
伸びてゐる。それならいいじゃないか
という声が大いに立つておるやうな
わけです。これは私はばかりでない、
よく川野芳満君あたりが言われておるの

は、密造対策ですが、あまりこの密造
対策としての効果が、われわれは新聞
で見る程度であります。が、あがつて
いないように考えるが、昨年度の密造
取締り費は、どういふふうにお使ひに
なつたのか、そのまた実績ですね、効果
はどういふふうにあがつたか、それを
今ここであなたに申し上げても、これ
は数字的に困るでしよう。一つあとで
表にして、取締り費をどういふ面
で使ひになつたか、それからどうい
う取締りをしたか、それからどうい
う効果があつたかといふことを、表に
して私はちやうだいいたしたいと思
ひます。どうも一年に一ぺんや二度一
つの税務署がやつたところで効果があ
がらない。聞くところによれば、総花的
にこの金を使つておるといふことを聞
いておるので、それじゃあだめだと、
みんなさじを投げておるのが今日の密
造取締りの状態です。で、あります
から、これはもう税務署の方でやつた
らいいじゃないか。そうしてどどんと
伸びてゐる。それならいいじゃないか
という声が大いに立つておるやうな
わけです。これは私はばかりでない、
よく川野芳満君あたりが言われておるの

ありますが、そのようにこの密造取締りがあまりうまくいっていないということについては、これはもう国として大きな損害、政府は百三十万石の密造があると言いが、われわれは二百万石は下るまいというように見ているわけですが、その点はどちらであつても、いずれにしても数億の脱税が行われておるといふことは、これは事実なんだから、その取締りについて、もう少し何かうまい考えがなければならぬのだから、今までののはだめなんだから、一三三年度から構想を変えて、現実的に効果のある取締りをするお考えはございますか、いかがですか。

○説明員(渡邊喜久造君) 酒類の密造対策の問題につきましては、国税庁も警察庁にずいぶんお願いしまして、御協力を願つて、多年苦勞してきたところでありまして。経済が落ちついて参りましたので、終戦直後のような時代から比べますと、私はかなり改善されているとは思いますが、しかし、それにいたしましても、百数十万石といった膨大な密造がまだあるのではないかと、ということで、非常にわれわれの方も遺憾に思つております。

密造対策としては、われわれは常に考へてゐるのですが、結局一つは、やはり酒の税金をでき得ればもっと安くしていく、それからもう一つは、取締りをよりひんぱんに厳重にやっていくこと、この二つがいわば車の両輪のように一緒になつて動いていって効果があるものだと思つております。ただ、単純に密造対策と申しまして、大きく分けて、御承知のように二つのカテゴリーがあるわけでありまして。一つは、第三国人などを中心

とした販賣密造の問題でありまして。一つは農家密造の問題であります。販賣密造の場合におきましては、われわれやはり、どちらかと言へばもう取締りを中心としてこれを行つていく、相当ひんぱんにやつておるわけでありまして、やはり経費の關係とかいふような關係もありまして、それと同時に、どうしても警察力を応援したかなければならぬといったことで、なかなか思うようにいかぬ面もあります。さらに追ひ詰めていきますと、そうした第三国人の生活をどうするかといふところの問題まで、どうも警察の人たちと話をしていくと、やはり問題は

発展していくやうであります。しかし、それにしまして、何とかして密造をなくさなければならぬというわれわれの努力は、今後とも行われなければならぬのであります。それから農家密造につきましては、取締りも取締りでありまして、より警察に重点を置く取締りをしていくべきではないかというふうにも思つております。密造対策の問題は、私は奇想天外な方策があるやうには思いません。しかし、従来やつておりますことが、それでもうそれ以上できないんだと思つております。結局従来やつておつたことをより強化し、ひんぱんにやるといったところに問題があるのではないかと。その意味におきまして、これはまた経費の要求の事項でございますが、密造取締りの経費をわれわれとしましても相当増額することを主計局に申し入れております。

○土田国太郎君 それから原料米の割当について、今年の割当についてのお考えをお伺いしたいのですが、昨年転

産業者の復活でもいろいろ問題があつたのでございまして、私は個人が復活したことについて、そしてある程度の米の割当を、農林省からこちらへ渡された米を天引きして援助したというこ

とについては、これはもう全国的の問題であるから、これはまあ私個人情のみに見て差しつかえないと思うのであります。これは地獄の異常問題です。これは特殊の県が八、九県です。ね、関西方面から関東方面へきたのであります。それを昨年半分、本年半分というわけですか。そんなやうなことで米を返すわけでしょうか。基本石数を返すわけになつておるのですが、この地域的の異常といふもの、これは特殊のものであつて、全国的なものではないのです。その受けた人はここ十何年間非常な利益を得ておつたわけですから、それでそれを今度は返してくれというので、これを関西方面へ返して上げなければならぬことに昨年相なつたのですが、それは自分が、かりに兵庫県の基本石数を埼玉県の業者が一万石譲り受けたとする。それを去年から今年にかけて一万石を返すのだ。それは自分が兵庫縣から一万石を持つてきて作つたのだから、相當の利益を得てゐるはずだ。それを国税庁の徳額、転産業者の徳額等によつてまた返すことになつたのであるが、その返すことについて、自分は、兵庫縣から一万石埼玉縣はとつたのだから、埼玉縣が一万石返すのが私は相當だと思ふ。それにもかからず、それを半分だけ返して、残つた半分を、農林省から全国の業者へ割り当てられた石数の中から天引きで半分援助するといふやうなふうなことを国税庁はおとりになるやに何つて

おるのですが、本年そういうことをおやりになるのですか。

○説明員(渡邊喜久造君) 今お話の埼玉縣と兵庫縣の二つの例をおあげに申した。その關係は、御承知のように戦争中に交通關係とかいろいろ關係に歩障が起きました。そして埼玉縣の方が消費地である東京に近く、従つてこの辺でより多く作つた方がいじやないかといふので、兵庫縣で生産して二分を埼玉縣に移した。いわば転産業の場合と理由は違ひますが、ある程度似たやうな問題もあるわけですが、そこで転産業の問題を片づけるに際しまして、今の地域的な問題をどうするかといふので、これを一緒に片づけようじやないかといふことで、御承知の通り今度の一応の措置をとりましておるわけでありまして。今のお話の、いわばAからBへ返るといふ分は、これは七分の三をいわばプールのものから出そう、まあ結局酒屋さん相互の間の問題でもございまして、われわれとしましては、いわば天引き的にこうするのが適當だとかどうだとかいふ前に、一体結局埼玉縣の業者と兵庫縣の業者との利害關係が相對立するわけですから、兩者の一応話し合ひといひますか、あるいは中央会内部における話し合ひといふものをできるだけ尊重する意味におきまして、一応その辺の話し合ひを見詰めておりましたところが、まあこの辺のところをやりたいという最後の結論が出ましたので、われわれの方としても、それがよからうという結論を出した次第でございます。

○土田国太郎君 それは最後の結論でも何でもないで、この受け入れ側が、つまり埼玉縣側が自分で返すのが

いやなために、不利益なために、何ら縁故關係のない他府縣の、地域的譲渡以外の、關係でない府縣の業者がその割當をする上においては、組合員のやることはよくても悪くてもこれを尊重するといふことに解釈になるのであるが、私はそういう正当でないと考えられるやうなものについて、国税庁は監督官庁であり、かつ米の割當權を農林省の代行として持つてゐるという重大な責任を持つてゐる官庁が、何ら縁故關係もない業者が犠牲を払わなければならぬといふやうな、そんなばかげた米の割當を国税庁が本年おやりになるというところにつきまして、非常に關係のない中小業者から私のところへ実は言つてきてゐるのです。それは中央会へいつてもだめだ、国税庁へいつてもだめだ、これは双方でなかなあでやつてゐる仕事なんだから、これは一つ国会で問題にしてもいい、どういふ要望が私の方にきてゐるので、私は本日長官に意見を徴してゐるわけなんだが、そういう縁故のない業者が犠牲を払ふ必要はないわけじゃありませんか。さんざん受け入れ側はもうけておつて、それで昨年から本年にかけて返せといふことで承諾したのでありますから、自分のもので返したらいじやないか。何も自分で半分をネコバをきめて、あとは何ら縁故關係のない業者に犠牲を払わせろといふことは、私は国税庁としてはいかかと思ふのですが、いかがですか、長官は。

○説明員(渡邊喜久造君) 今の關係で、いわば一般的なプールから特に出される米といふのは二千五百石であります。それで結局現在酒造米全体と

して清酒に割り当てられてる量は、昨年において百十五万石、こういう数字でございます。従いましてそれは考へようございまして、縁故のない者が何もこの二千五百石をしよう必要はないじゃないかという話もあり得ます、しかし、一応業者の団体である中央会においてその二千五百石程度はみないでしようじゃないか、そうすればこの話全体が円滑にいくのだ、こういう結論が出ました限りにございまして、これが全体としての量が非常に大きな量である場合は話は全然別々だと思ひますが、百十五万石の中の二千五百石という数字においてはその話が円滑にいく、しかも中央会そのものがやはりそういうやり方でやりたいという限りにございましては、われわれはそのやり方を支持していい、こういうふうに思つております。

○土田國太郎君 長官は、中央会がそういうふうなきめたとおっしゃるが、中央会はそのいうことをきめる権力も何も持つてゐるわけではなし、また中央会で決まらなかつたのです。これは二、三の幹部がやつた仕事なんですよ。だから私は理事会においてこれを追及したのです。こういうものをだれが承諾してこういうことをおやりなさるか、こういうふうには私は理事会で追及した。そうしたところが、責任者は、これは総会できめた、こういう説明を僕にしたのです。で、いつ何日の総会でそういうふうにおきめになったかと問ひ詰めていったところが、いや、実はしなかつたのだ、こういう問題になつてきたのです。これは中央会の最高の座にいる連中が、自分がそういう環境にあるのです、實際。だから

大部分は、自分が返すのがいやだから、うまいことを言つてごまかそう、こういうふうにそのほかの業者からとられて、これはやむを得ないのですよ。何ら決議も何もなかつた。そのときに私は、それは諸君いかんじやないか、承諾を受けてからこれはやるべきものだ、それを受けてないで、ただ君が勝手に二、三の者で、そういうふうなきめをしたからといって国税庁に言うことも、これももちろんいかにんし、事實きめもないことを、事が小だからいいといつて、私はこれは通るべきものでない。今、長官は、これは石数が二千五百石くらいだからいいじやないかと、こうおっしゃつても、地方業者の二千五百石はこれは大きなものでありますから、私はこれは会に付議したわけでもない、私にそれを追及されて、しからばしょうがないから理事会で一応きめておこうかというふうなこと、私に言われて初めて理事会でちよこちよこ、閉会まぎわに、それじゃそういうふうにいたしなさいやうというのをしただけで、実にこのやり方なんというものは、卑劣千万と云おうか、見ちゃおられぬのですよ。そういう事の真相も突きとめずに、これが中央会の声であるというやうなことで、この不当な割当を本年も決行するといふことであらば、私は農林省へ行つて、それがいいか悪いか聞きますよ、ほんとうの方に。長官のお考え、どうですか。

○説明員(渡邊喜久造君) お話のようになつたときはきめてなかつたやうであります。しかし、その後において理事会できめた。で、われわれとしましては、結局これを業界の内部の問題であり、組合がきめたことをわれわれの方から……、右から左へ全部それがいというわけじやございせんが、一応事の性格から見まして、この程度の問題であれば、やはり業界の意思を尊重していいじやないかと、現在でもそう思つております。

○委員(廣瀬久忠君) ちよつと、長官は団体交渉か何か、三時です……、○土田國太郎君 じやもう十分ばかりです。それはあとできめたのじやないのです。私に言われてそこできめたのですよ、そういうことは。だからそれはよく御調査になつてもいい。そういうふうなその不当な割当を、組合がきめたから何でもそれをやるのだというのじや、何も監督官庁の資格はないでしよう。これは事が小さいからいいといつて、私は放任しておくべきものじやないと思ふ。これはまあここで打ち切りますよ。私はそれはあそこへ行つて聞きましょう。農林省へ行つて、それがいいか悪いか……。

次、時間があまりないから簡単に聞きますが、この原料アルコールですね。これは国税庁が昨年まで指示価格というものを示されておつたのだが、これを示すにつぎまして、どういふ計算の基礎でおやりになつたのでありませうか。私が前の山本部長からお伺いするところによると、アルコール・ラインをもつてきめたのだと、こうおつしやつておられますが、バルク・ラインの一番の最低限度を、あるいは三百石から四百石の小さな蒸留工場を基準にとられたのじやないかと思ひますが、その

の点はいかがですか。原料アルコールの値段につきましては、これはまあ酒などと違ひまして、公定価格でなくて、いわば指示価格——この点につきましては、これは売る方の蒸留業者と、買う方の清酒業者との間に盛んに値段について議論がある問題であります。従つて国税庁としては、この程度の値段がしかるべしといつて計算した数字が、先ほど申したやうな数字になつたわけですね。で、計算の作り方といつたしましては、われわれの方としましては、いわば七〇％のバルク・ラインといふことでありますが、まあコストの安い方から順々に拾つていきまして、ちよつと生産量の七割に当たるところの点において、まあコストといひますか、それを一応の目安にしてきめていくと、こういうわけでありませう。

○土田國太郎君 このバルク・ラインのやり方が、これは④でもおきめになるときにはそれでよくつこうですが、生産者同士の取引に、七割までの石数程度のものをやつたなら、ずいぶん高いものが出てくるのです。これはそういうものを標準にしてやりませうか、いつでも国税庁で指示価格が通つたためしがない。それでも高い価格をおきめになる。こういうことでは清酒のコストは高くなるばかりで、それと、どういふわけで、こういう高い値をきめられるかといふと、これは蒸留会社の要望によつて、こういうやうな価格をきめられるといふやうな傾向がたかさんあつたわけですね。そういう表面向きは高くきめて、今度は裏に回つてリベートを配つてゐる。リベートを返す方法としては、小さな中小企業に

は少くやり、大企業には高率なるリベートを返しておる実情であります。でありますから、小さい業者は非常にコストが高くなる。大きい業者は原価の安いところへ持つていって、また膨大な何十万円とか何百万円というやうなものをもらうのですから、コストが安くなる。だから市場へ立つても小さいものはいつてもこれは泣かされる。だからこのリベートを支払わない方法を講じてもらいたいといふことは、数回は国税庁にも要求してあるのだが、さっぱりやつてくれないわけですね。しかもこのリベートをとつて、帳簿に記入しないものもあつて、脱税をやつておるものもある、はなはだしきに至つては。そういうやうな悪徳行為を国税庁はどういうふうな考へておるのか。また、そういう点についてこれからどういふ態度をとるか。それから本年のこのアルコールの価格は、蒸留業者はどういふことを申し出てゐるのか、何円くらいのことを申し出てきたか、それを一つ伺ひたい。

○説明員(渡邊喜久造君) 指示価格は先ほど申したやうに、われわれの方としては公定価格と違ひまして、従つてその意味で作つております。アルコールの原料なんですから蒸留業者と清酒業者との間で話し合ひで値段をきめればいいわけですから、われわれの方では別に指示価格を作らなければならぬ問題だとは思つておりません。しかし、少くとも従来は両方の業者の間から、ぜひ国税庁でもつて何らかの値段を出してみてくれ、それでわれわれの方でも一応作つたわけですね。ただ現実の問題としまして、その指示価格通りに取引ができていない、リベートが

は少くやり、大企業には高率なるリベートを返しておる実情であります。でありますから、小さい業者は非常にコストが高くなる。大きい業者は原価の安いところへ持つていって、また膨大な何十万円とか何百万円というやうなものをもらうのですから、コストが安くなる。だから市場へ立つても小さいものはいつてもこれは泣かされる。だからこのリベートを支払わない方法を講じてもらいたいといふことは、数回は国税庁にも要求してあるのだが、さっぱりやつてくれないわけですね。しかもこのリベートをとつて、帳簿に記入しないものもあつて、脱税をやつておるものもある、はなはだしきに至つては。そういうやうな悪徳行為を国税庁はどういうふうな考へておるのか。また、そういう点についてこれからどういふ態度をとるか。それから本年のこのアルコールの価格は、蒸留業者はどういふことを申し出てゐるのか、何円くらいのことを申し出てきたか、それを一つ伺ひたい。

あるといいますが、結局、より安い値段で売買されている、それはお話の通りであります。それだけに指示価格というものの意味が一体何にあるかという点は、これは問題があるわけでありまして、将来の問題として、われわれとしまして、一体清酒業者、蒸留業者から、国税庁で指示価格をはじいてくれという場合において、それは一体どういうふうにお考えになつてゐるのかという点をよく聞いてみたいと思つております。本年のアルコールの値段について蒸留業者から幾ら申し出てゐるのかというお話がございましたが、われわれの方にはまだ何ら申し出はありませんが、清酒業者と蒸留業者の間で一つ一応の話し合いをしてゐるようでありまして。

○土田国太郎君 それでは本年はアルコールの取引についてはわれ関せずえんと指示価格を作らぬ方針ですか。それを承つておきたい。

○説明員(渡邊喜久造君) 指示価格を全然作らぬということはまだきめておりませんが、従来の取引の形態から見まして、そのアルコール業者と清酒業者との話し合いで事が円滑にいくならわれわれの方は作る必要はない。しかし業者の間でどうしてもやはり一応、いわば仲裁的な考え方でも国税庁としてはじいてみてくれということがあつた場合において、これをどうするということ、業者の話をよく聞いてみた上で、私ももの方としては態度をきめたいと思つております。

○土田国太郎君 私の聞くところによりますと、昨年より原料のカンシヨは一貫目五円以上も安いのですよ。でありますから、かりに三百貫と見れば

千五百円も安くなるわけですね。それに対して昨年度は二万二千円にきめられておるのであるから、それよりも千五百円本年は安くていいわけだ。ところが蒸留業者は、本年のアルコールは一石二万五千円くらいであると申し出てゐるうちにわれわれは聞いておりました。そういう乱暴なことを申し出たということは、僕は中央会から承つたのであります。それが事実であるとするれば、私はけしからぬと思つてゐます。原料のイモは、アルコール一石について千五百円も二千円も安いにかかわらず、去年より三千円も高いことを申し出てゐる。実にアルコール業者のやつてゐることはなつておらんということなんです。そういうものに対して、どうもわがままな情勢をうのみにするやうな格好で、はなはだ迷惑ですが、長官。

○説明員(渡邊喜久造君) 先ほど申しましたように、アルコールを幾らで買つたといつたやうな問題は、これは蒸留業者と清酒業者との話し合いの問題です。従つてわれわれの方ではそれを、これで取引しなければならぬとか何とかいふやうな問題には関与するとか、そういうことを申すつもりはありません。

○土田国太郎君 大体これで、私の質問はまだありますけれども、時間もだいぶ延びましたし、長官もお急ぎのようですから、一応これでやめますが、機を見てまたお伺いすることにします。何とかがお考え直していただくことはできないでしょうか。

○説明員(渡邊喜久造君) 現在考え直すといふことを申し上げる段階ではあ

りませんが、一応中央会の人たちに、よくあなたの御発言を頭に置いて、事情を聞いてみたいと思つております。

○委員長(廣瀬久忠君) 租税に関する御質問はまだたくさんあると思つて、長官の都合もあるようですから、租税に関する問題をこの程度にとどめまして、専ら事業に関する件を問題に供しまして、御質疑を願ひます。

○説明員(白石正雄君) この前、新生パット等の原料事情の資料の提出を申しつけられましたので、ただいまお手元に配付いたしておりますので、これにつきまして御説明申し上げたいと思ひます。

この表は、昭和三十一年度当初の、原料葉タバコの在庫の数量に相なつております。数字を見ていただきますと、御承知のやうに原料葉タバコには、在来、パレール、黄色といふやうにありまして、第一在来種が三百六万二千キロ、第二、第三在来種が五千三百十八万キロ、パレール種が二百八十四万五千キロ、黄色種が一億二千二百二十万五千キロと相なつておりました。合計は一億八千三百三十三万二千キロ、かやうに相なつておるわけでございます。各品種とも優等から一等一八等といふやうに等級が分れておりまして、これらの品種、等級を混合いたしまして、各種のたばこを製造いたしておることは御承知の通りであります。従いましては、光、新生、パットのそれぞれ原料がどうなるかといふことを御説明いたすべきでございますが、各種の配合の状況によりまして、その計算が非常に複雑に相なりますので、

で、ただいまお手元にありますこの数字から、大体の傾向を御推定願ひたいと考へるわけでございます。この優等から八等までの合計のところその傾向を見ていただきますと、高級用の原料、下級用の原料といふやうな意味におきまして、一応三等程度のところまでを集計いたしてみますと、一億一千八百萬キロ程度の数字に相なるわけでございます。ごらんになりますとおわかりになるやうに、三等の等級が最も多うございまして、四千八百萬キロを占めております。二等が三千八百萬キロといふやうな数字に相なつてゐるわけでございます。下等の方の八等、七等といふやうな数量は、非常に僅少の数字を示してゐるわけでございます。かやうな原料の状況になぜ相なつたかといふことでございますが、これは前回の委員会でも總裁からも説明ありましたやうに、両面の理由があるわけでございます。第一点といたしましては、農業技術の進歩向上によりまして、下等級のものも漸次上位等級のものになる。これは、御承知のやうに鑑定いたしましたしてやつておるわけでございますが、品質がだんだん向上いたしましたので、従来八等であつたやうなもの、だんだんに七等に、あるいは六等といふやうに進歩いたして参りまするので、相対的に下級原料が少くなる。第二点の理由でございますが、たばこは例を申し上げますと、昭和十八年におきましては、ピースは千分比にいたしました一五五を占めておつたわけでございます。これが昭和三十

年におきましては五五に低下してゐるわけでございます。また、光で申し上げても、二十八年には二三五の比重を占めておりましたのが、一三三といふやうな数に低下してゐるわけでございます。他面におきまして、新生は二十七年には二三〇の比でございましたが、これが三十年には四九〇といふやうな比重に増加いたしておるわけでありまして、従いまして、高級原料が逐次過剰になり、下級原料が逐次過剰を受ける、かやうな傾向を示してきてまして、ただいまお手元の数字で見れば、上位等級の葉が非常に多くなりまして、下位等級のものが非常に縮小してゐる。ただいまの三十年の売れ行き状況から見ましても、三十年の実績では、新生、パットを合計いたしました千分比が七二・一三といふやうな千分比を示すわけでございますが、つまり下位等級の品種が七割二分以上を占めておる。これは売れ行きの方でございますが、これにつきまして、今申し上げましたやうに原料の方では、非常に大ざつぱな言い方でございますけれども、四、五等級以下といふものを一応の境目にして申し上げても、下位等級の方が半分で、上位等級の方が倍といふやうな現状の在庫の状況になつておるわけでありまして、かやうなわけ、できるだけ下級品種のものの供給を円滑にいたしたいといふことで、せつかつ専ら公社においても努力中でございますけれども、非常に需要に間に合ひ得ないといふやうな現状を呈しておる次第でございます。まことに申しわけないといふやうに考へておる次第でございます。

○樺繁夫君 ただいま資料説明をいた

だいたのですが、これは十二月六日現在のストックの状況のようですが、十月末ごろはどういう状況でしたか。

○説明員(白石正雄君) これはごく最近の数字を出したところまでございまして、これはいろいろ毎日変化もございまして、ただいま手元に的確な数字がまとまっておりませんので、三十一年の当初の原料葉タバコの状況を申し上げたわけでございまして、これを使用いたしまして、現在三十一一年において製造いたしておりまして、そうして供給をいたしておる次第でございます。

○樺葉夫君 この資料は私がお願いをした資料に対する回答になっておりません。私は、今、町に新生やパットという大衆タバコが非常に欠乏しておるので、總裁のお話を伺うと、もつぱら下級タバコの原料葉の不足によるものであるという御説明でありましたから、その状況を承知いたしたいと思ひまして、資料をお願いしたのであります。ところが、こういうふうな優から等外に至るまでと在庫高を提出をしていただいたのですが、一体何等ぐらいのところが、何等と合せて新生の原料となり、あるいはパットの原料となるかというふうなことは、私どもこれでは十分わからぬのであります。もう少し……

○説明員(白石正雄君) ビース、光、「いこい」、新生、パットというように、御承知のよういろいろな品種がございまして、それぞれの品種につきましましては、在来種、パーレー種、黄色種、さらにその中の各等級をいろいろ配合いたしまして、そうして製造いたしておりまして、御質問の通り

もつと配合割合から計算いたしましたものになさねばならぬと思うわけでございまして、非常に複雑になりますので、大体の傾向を御推定いただくという意味でこの数字を提出したわけでございまして。

そこで、新生、パットの原料は、これは黄色種、在来種によりましてやはり異なりますけれども、大体下位等級の原料を使用いたしておるわけでございまして。従ひまして、ここで見ていただきますと、八等から五等程度を中心といたしまして、新生、パットを製造いたしておる。それからビース、光は一、二等、三等というふうなものを中心といたしまして製造いたしておるわけでございます。そういたしますと、先ほど申し上げましたように、たとえば三等までを見ていただきますと、これが一億一千八百万という数字になるわけでございまして。四等以下と見ましても、六千二百万、五等以下ならば三千八百万というふうな原料状況に相なるわけでございまして。これを比重で考えるとになりますと、四等以下、三等以上との比重は大体二対一というふうな原料の状況に相なるわけでございまして。しかも売れ行きの方の状況は、先ほど申し上げましたように、三十年の実績で申し上げますと、新生、パットが七二%以上を占めるといふような状況に相なりまして、全く需要の方向と原料の比率が逆になつておるわけでございまして。かような状況のために「いこい」を発売いたしまして、そうしてビース、光はどのものではないけれども、まあ上位等級に属する原料を使用して需要に間に合わせるといふ意味で、「いこい」の発売をいたしたわけ

でございます。これが最近非常に評判もよろしゅうございまして、伸びておりますので、漸次上位等級のものも原料がさばつておると、かような状況に相なつておるわけでございまして。しかしながら、下位原料の方はなかなか思うにまかせませんので、店頭に品切れを呈しておりまして申しわけない、こういう状況に相なつておるわけでございまして。

○樺葉夫君 あなたの御説明を聞いておりますと、需要はだんだん多くなつてくる、大衆タバコが原料の方は農業技術の改良によつてだんだんと材料が減つてくる。これはいつごろにならなければ、パットや新生は作れなくなつてくるのが、見通しをいふところにつけておるのですか。

○説明員(白石正雄君) これはただいまさういふ傾向を御説明いたしたわけでございます。できる限り原料事情におきましては、必要に應ずるようになつていかなければならぬというところは、もちろん仰せの通りでございます。が、今までの傾向をいたしまして、そういう傾向のために、ただいまのような品不足の状況を呈しまして、申しわけない事態に立ち至つておるわけでございまして。

○樺葉夫君 私は總裁に來ていたたいとお聞きしようと思つたのですが、十月末の在庫状況を私は調べてみた。そうしますと、新生の原料のストック在庫状況が五十八日分程度ある。それからパットは七十五日分ある。あなたの方にです。一休平常の在庫量といふのは何十日分くらいお持ちの予定ですか。

○説明員(白石正雄君) ただいままで

私が御説明いたしましたのは、これは原料葉タバコの在庫の状況でございます。ただいま仰せになりましたのは、製品のストックのお話だと思ひます。七十五日分と仰せになりましたのは、でき上りました新生あるいはパットの製品のお話でございます。これは、全に配給いたさなければなりませんので、いわゆるランニング・ストックといたしまして若干のストックがあることは、当然でございます。原料の方には、これは御承知のように、一年に一回しか取納いたしませんし、かつまた、でき上りました葉をすぐに使つていふわけに参りませんので、相当成熟させまして年月をたつてからでないと使えない、こういう状況でありますので、原料の葉タバコの在庫が一カ月や二カ月は、これはもう問題にならぬわけでございまして。従ひまして、ストックは、御承知のように、二カ月程度はあるわけでございまして、これは製品を全国に配給するランニング・ストックでございますので、この程度は回送の時間的な問題もございまして、当然存在すべきもので、比較的に新生、パットが「いこい」あたりの在庫に比較いたしまして多いんではないかと、こういうあるいは御指摘があるかと思ひますが、これは「いこい」の販売需要の状況がどのような状況を示すかということにつきましては、やはり確な見通しがございまして、やほりの確な見通しがございまして、その製品の在庫が非常に少なくなつた、従ひまして、新生、パットよりも若干その製品のストックが最近におきまして少くなつたと、こういう状況でござい

ます。しかし、それを製造いたしますところの原料葉タバコの方は、ただいま申し上げましたように、新生、パットの方は非常に少いわけでございまして、けれども、「いこい」のほうは豊富にございまして、これはまあ製品といたしましては、今後需要が相当伸びまして、まかなえる。これは機械の関係で、若干十一月ごろにさういふ希望の状況は呈しましたけれども、十二月以降におきましては、「いこい」の生産も非常に伸びるわけでございまして、ストックのアンバランスというものは解消するという状況でございまして。

○平林剛君 今お話しになっていきますけれども、二つの問題点があるんですよ。一つは、葉タバコの材料について、さつき樺葉委員が心配をされたように、あなたの説明だと、何年か後には新生やパットの材料がなくなつちまうことになるんでしよう。それにもかかわらず、専売公社の葉タバコの耕作面積の増加については、必ずしも下級タバコは、地がどんどんふえていくというふうな政策がとられず、全般的に減反の方向にいつておる。さういふことになれば、昨日来から總裁の方から新生、パットの増大についても努力をいたしたい、こゝう言つておることと逆になつてくるわけですよ。そこに政策の矛盾があるわけですよ。われわれとしては、新生、パットを要望している国民の期待にこたえて、この葉タバコの材料についてもさういふ措置を具体的にとらなきやならぬ。どういふふうにとつていくのかというのをもう少し話をしていただかないと、この委員会へわざわざおいで願つた趣旨が成り立たなくなつてくるわけ

は、でき得れば翌々年の十月ころから使いたいのでありますが、今日はそういうわけにいつておりません。ことに下級原料は、もうすでに昨年の分をよほど前から使っておるようなわけでありまして、従いまして、ここにござらん

いただきましたした数字は、下級葉が少いというの、昨年、一昨年における青り上げが多すぎた結果である、こう御了承願へば仕合せであります。

○樺繁夫君 大衆たばこの原料の増産対策ということが先般の委員会から今日も少しも具体的な御説明がないのです。……

○説明員(入間野武雄君) 下級たばこの原料を増産させることにつきまして、は、何してもタバコは天候に支配されることが多いのであります、天候のいいときは、同じようにいきましても、いい葉ができる、天候の悪いときも、悪い葉ができる。こちらで悪い葉を作らせようと指導するということとはなかなか至難であります。ただし、今までの質だけ、質を本位にして増産

させたよりも、量本位、量をふやしていくという方法でいきますれば、おのずから下級葉がふえていくだろうと期待いたしております。

○委員長（廣瀬久忠君）　ちよつと速記とめて。

〔速記中止〕

○委員長（廣瀬久忠君）　速記を始めて。

○樺繁夫君　この間、あなたのお話を聞いてみると、もつぱら大衆たばこの市場の不足は、これは原料だけだというお話でしたが、臨時税制調査会に公

社の方から資料を出しておられますな。専売益金増収の検討ですか、とい

昭和三十一年十二月六日
【参議院】

うあねを見ますと、販売規制を大衆たばこに對しては行わないで、需要に即した供給をやる場合に三十億程度の減収を來たす、現在程度のパット、新生に對する販売規制を來年度も継続すると、二十億程度の増収をすることができると見ることができる、こゝういふ資料をあなたの方で出しておられるのですね、臨時税制調査會に。これによりますと、どうも今の大衆たばこの販売規制というものは、……千五百二十五億ですが、この益金の納付額というものが、現状においては、大衆の需要にこたえながら、國民へサービスをしなから、やつていくということでは、現在の納付額はちよつと無理のような報告がなされているように思うのです。が、どうなんでしょう。

○説明員(入間野武雄君) 私、うかつで、その提出するときの資料を詳しくは見ておりません。大体の傾向は椿委員のおっしゃる通りだと思います。それにいたしました数字は、葉タバコの需要が非常に多いために、下級葉タバコ用の原料だけでは足りないのだ、上級葉も少しまぎれて使うということになれば、勢い原価が上ってくる、原価が上ってくれば勢い歳入が減ってくる、こういうことで下級たばこの需要に依じて、そのまま今まで使ったよりも上級葉を入れて使えばそうなるということと言っただけであります。そう御了承をお願いいたします。

○椿繁夫君 税制調査会では専売公社に対して明年度百億程度の増収をやらせようということを、どうやら考えておられるようです。今のところ、あなたはきげんたる態度をもつて、この間の委員会では、そういうことを今の

公社に言われたって私はできません、
 こういうお話があったので、私は大分
 安心しておったのですが、もし税制調
 査会がそういう答申を政府にする、政
 府でそういうことがきまる、現在の納
 付額に対して百億の増額をしなければ
 ならぬというようになったら、一体ど
 ういう対策をお持ちになるのですか、
 大衆たばこの販売規制などを行わな
 いで。どういう対策をお持ちですか。

○説明員(入間野武雄君) 税制調査会
でそういう議のあることはほのかに聞
いております。がしかし、まだ正式の
ものは拝見しておりませんが、私ども
といたしましては、税制調査会に拘束
される必要はないと思います。明年度
益金につきましては大蔵省と相談して
きめなければならぬ。従つて、税制調
査会でもし百億という数字を示しま
したならば、大蔵当局とよく談合いた
まして、とうていできないことはでき
ない、また私は今の大蔵当局を信頼し
ております。大蔵当局がそれほど無謀
な考えを持っていないだろうと考えて
おります。

○樺野夫君　これ以上大衆のたばこの財売規制を行われては困るのですが、来年にはだんだんと国民の中の多くの愛煙家の要望にこたえて、パットなり新生なりの規制をなくしてもらいたいと私は思う。けれどもどうしてもできなければ、今後の対策を具体的にお願いします。現状を是正していくといふふうなことがあれば御説明を願ひか
い。

○説明員(入間野武雄君) 今日こうい
う規制をしなければならなくなりまし
たことは、規制をしなければならぬと
言つては言い過ぎますが、原料不足を

来たしたゆえんは私の実は不明のいたすところであります。昭和二十九年、三十年、皆様のお好みになるたばこはば不足なく出そう、こういうことで二三％から四九％にふえるのまでそのままやつて参りました。サベイス本位で参りましたのが、ここへきて原料不足ということになりました。私の立場といたしましてはまことに申し訳ないと思つております。もう少し原料事情を考えて、あれを押えていけばここへきてがたつと皆さんに御迷惑をかけるよりなことはなかつたと思いますが、二十九年、三十年はサベイス第一主義で、益金第二主義で参りましたため、に、こういうことになつてまことに相済まぬと思います。いずれここ兩年のうちには漸次原料事情を改良いたしました、今日以上御迷惑をかけることはいしたくない、こう私は考えております。

○江田三郎君　ちよつと議事進行的な意味で申し上げたいのですが、樺君の方でも何かまだずいぶん質問がこまかい点まであるようですけれども、總裁の方も病院へおいでになるといふことになると、これはどうも御老体をそんなに御迷惑をかけては基本的人權（笑聲）というこの問題になりますから……。

それで私もいろいろお聞きしたいののだが、ただ先ほどの事務当局の方の

話を聞いておると、これは全く落第であつて、農業の進歩に従つてりつぱな葉ができるのだと、良質の葉ができるのだということになれば、新生やベクトなりというものはなくなるという結論になつてくるわけなんです。その点今總裁の方が、税制調査会がどういうことを言おうと、そういうことはあま

りとんちやくしないうというようなお言葉もありましたけれども、同時にあそこでもう一つ気になるのは、総裁は大蔵省はむちゃなことはいらないだろうと、大蔵省ともよく相談するのだと言われますが、その大蔵省が問題ですよ。大蔵省がそんなにこの税制調査会が何言おうと、たばこはサービス本位でいいじゃないんだと、こういうことを言うはずはないのですから、そこで私は今専売公社の方向というものは、今までのような大蔵省の納付金を何でもかんでも上げればいいという方針でやっていくのか、総裁はそういうことはしないのだと言われますけれども、現にこの原料薬の問題にいたしましたも、あるいは在庫の問題でも、総裁は不明のものをいたすところだと言われますが、不明じゃないですよ、わかってますよ。不明じゃないですよ。不明ではなくて、やはりそちら側からの要請が強過ぎるということですよ。聞いておればわかりますよ。そういう方向でいくのか。それともここで将来たばこを、専売公社のあり方を根本的に変えるのか。そういう根本問題にぶつかっておると思われるのでして、今病院に行かれる総裁をお相手に、このおそい時間にあまりくどくど言いたいけませんから、これは委員長、そういうわけで、本日のところはこの程度にして、あらためてもう一度総裁が、二つ目がよくなられて目も頭も（笑声）皆よくなられてからお聞きしたいと思えますので……。

○平林剛君　今総裁のお答えになった中で、ちょっと気にかかるところがあるから、御注意だけ申し上げておきたいと思えます。

販売規制をやっているかやっていない

いかにつては、昨日来からの答弁で、実態というものはわかりました。総裁としてはなかなか自分で口に出して言うことはできないのはわかってます。しかし監理官の答弁の中にもうかがい知れるように、「いいい」が調になるまでは、新生、バットの販賣についてもある程度「いいい」を奨励するというような政策をとらざるを得ないというようなお話もあったわけだ、この点の実態はほぼわかりました。しかし各委員が要望されておるようになり、なるべくこれについての対策を立てて、大衆たばこを愛好する人に迷惑をかけないように一段と努力をしてもらいたいということをお私として申し上げたいと思うのです。

それからもう一つは、総裁は今まで私の方針が誤まっていたと、サービス第一で、そうして税収第二の方法をとったのがいけなかったと言いますが、私はそれは逆なんです。むしろ今の公共企業体としてはもちろん税収も必要でありますけれども、この税収のあり方については根本的に検討を加える時期がきておる、そういう意味でわざわざ私どもが申し上げておるのは、決してサービス本位というのを忘れてもらっては困るということをむしろ強調しておるのでありますから、総裁がさっきお話になった点は、これからも、たばこを愛好する国民は生活必需品となっているのですから、サービスを忘れたような専売公社になってもらっては困る。この点は申し上げておきたいのです。

それからもう一つ、私らがこれを問題にするのは、ざつくばらんに言えます、国有鉄道の例を申し上げると、も

し鉄道が三等列車をなくしてしまつて、お客様はたれでも二等車に乗れと言つたら、これはもうみんなおこりますよ。三等車の数を減らして二等車をふやせば、益金としては国鉄は収入がふえるかもしれないけれども、これは事態に即した話ではありません。たばこもやはり新生、パットのよう一般所得の低い人が特に愛好するたばこをなくして、「いいい」でも十円高いし、光、ビースを売りつけるというところは、ちょうど国鉄が三等車を廃止して二等車だけのお客を乗せると同じことです。これは目に見えない——煙だから目に見えないわけだけれども、しかし実態としてはこれはぜひ是正をしなければならぬことです。私はそういう意味ではぜひ、これからの検討課題になるわけでありませうけれども、一段と、国鉄の三等車廃止と同じような、新生、パットを少くして高いたばこに飛びついて、そうして益金だけを上げるといふ政策に進まれることはやめてもらいたい。

それからもしかりにこれを政府が要望するのであれば、専売公社はこの委員会に積極的に出てきて実情を話してもらいたい。政府は一千億円の減税を国民に約束して、とにかく生活に困っている実態であるから減税をしなればならぬ、そういう政策を今世論の動きによって検討しているときです。ところが新生、パットを少くし、高いたばこを国民に買わせるということであれば、この公約を裏切るということになるわけでありませうから、政府としてもそういうことは言える義理合いのものではない。もしかりに来年度の予算編

成をする場合に当って、現在の実情をもつと悪くなるような要求が公社にあつたならば、そのときは私もお手伝いをする。国民になりかわつて政府に對しこの点は注文を発するつもりでいるわけでありませう。特にこの年末にきて、あるいは新年に向つてもそうですが、新生、パットを愛する人は国民の中でも所得の少ない人です。こういう人たちに對して必要な手をどんどん打っていくということがほんとうの政治でなきやならぬし、政府機関としての専売公社は積極的にこの手を打つていかなければならぬはずと思う。そういう意味では私は二回も続けておいでを願つて注文を出しておるわけでありませうから、この趣旨をよく理解して、今後の運営に當つてもらいたいというところを希望しておきます。

○榊原夫人 私の発言中に、まだ質問をすつとやらしてもらつてもいいのだつたが、病院へ行くというのを言われるものだから、江田君の方から進行の動議が出たので、きょうはここのくらいでおきますけれども、私はやはり全国の愛煙家を代表して、これは私も勉強しますよ、一つ腹を据えて今度は出てきて下さい。休会中や通常国会の際にはもつと徹底した御答弁をいただくようにお願いをしたいと思ひます。

○委員長(廣瀬久忠君) 本件の調査は一応この程度にとどめます。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、二つばかりちよつとお諮りをいたしておきたいと思ひます。

一つは継続調査要求に關することです。お諮りをいたします。御承知のご

とく今期国会当初に議長の承認を得まして、ただいままで租税及び金融等に關する調査を行なつて参つたのでありますが、なお調査すべき事項が多いのでございますので、閉会中も継続して調査することとし、本院規則第五十三条により継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議はありせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬久忠君) 御異議ないものと認めます。

なお、要求書の内容、提出時期等につきましては先例により委員長に御一任願いたいと存じます。

○委員長(廣瀬久忠君) 次に、委員派遣要求に關してお諮りいたします。

今期国会閉会中に租税及び金融等に關する調査のため、委員派遣の要求があるかと思ひますが、本件につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(廣瀬久忠君) 異議ないと認めます。よてさうに決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後四時二分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた〕

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律

厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第三條中「保険料」の下に、「一般會計より受入金」を加える。

第十八條ノ六中「昭和三十年年度以降七箇年度間」を「昭和三十年年度及昭和三十二年年度以降六箇年度間」に改め、同條を第十八條ノ七とし、第十八條ノ二から第十八條ノ五までを一條ずつ繰り下げ、第十八條の次に一條を加える。

第十八條ノ二 健康勘定、日雇健康勘定及年金勘定の各積立金中第九條第一項ノ規定ニ依り業務勘定ヨリ組入レラレタル金額ニ相当スル部分ハ当分ノ間予算ノ定ムル金額ヲ限リ健康保險事業、日雇労働者健康保險事業及厚生年金保險事業ノ業務取扱ニ關スル諸費ニ充ツルタメ業務勘定ニ繰入ルコトヲ得

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

船員保險特別会計法の一部を改正する法律案

船員保險特別会計法の一部を改正する法律

船員保險特別会計法(昭和二十二年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第十五條の二中「一般會計から受け入れた金額」の下に「(船員保險法第五十八條の二の規定による補助金として受け入れた金額を除く。)」を加え、「船員保險法」を「同法」に改める。

第二十六條中「昭和三十年年度以降六箇年度間」を「昭和三十年年度及昭和三十二年年度以降五箇年度間」に改め、同條第二項中「一般會計から受け入れた金額」とあるのは、「一般會計から受け入れた金額(第二十六條の規定による受入金を除く。)」を「船員保險法第五十八條の二の規定による補助金として受け入れた金額」とあるのは、「船員保險法第五十八條の二の規定による補助金として受け入れた金額及び第二十六條の規定により繰り入れられた金額」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十一年十二月十一日印刷

昭和三十一年十二月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局